

平成25年第19回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

平成25年第19回苓北町議会臨時会は、平成25年7月17日苓北町議会議場に召集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

2番	浜口 雅英	3番	山本 政人
4番	大仁田藤男	5番	田嶋 豊昭
6番	野崎 幸洋	7番	錦戸 俊春
8番	山下 時義	9番	松野 重幸
10番	錦戸 久幸	11番	神崎 公顕（副議長）
12番	倉田 明（議長）		

3. 不応招議員

1番 野田 謙二

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 山口 仁人 主 幹 原田 正子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	芦塚 博昭	総務課長	田嶋 健一
税務住民課長	荒木 広之	土木管理課長	益田 大介
農林水産課長兼 農委事務局長	吉村 文雄	企画政策課長	岡田 晴喜
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	大田 勝彦	会計管理者兼 会計課長	福田 忠輝
教育課長	山崎 秀典	商工観光課長	田尻 幹雄

8. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案第183号 請負契約〔志岐漁港海岸保全施設整備工事（その2）〕の締結について
- 日程第 4 議案第184号 請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事（その2）〕の締結について
- 日程第 5 議案第185号 請負契約〔都呂々港湾改修工事（その1）〕の締結について
- 日程第 6 議案第186号 請負契約〔都呂々港湾改修工事（その2）〕の締結について
- 日程第 7 議案第187号 請負契約〔都呂々港湾改修工事（その3）〕の締結について
- 日程第 8 議案第188号 請負契約〔都呂々港湾改修工事（その4）〕の締結について
- 日程第 9 議案第189号 請負契約〔志岐小学校屋内運動場改築工事〕の締結について
- 日程第10 議案第190号 平成25年度苓北町一般会計補正予算（第3号）

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。

本日は、野田議員から欠席届が提出されております。只今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、只今から平成25年第19回荅北町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉田 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、7番、錦戸俊春君、8番、山下時義君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（倉田 明君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りにすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第183号 請負契約〔志岐漁港海岸保全施設整備工事（その2）〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第3、議案第183号、請負契約〔志岐漁港海岸保全施設整備工事（その2）〕の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 議案第183号、請負契約〔志岐漁港海岸保全施設整備工事（その2）〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成25年7月17日提出、荅北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、志岐漁港海岸保全施設整備工事（その2）、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、6,867万円、4、契約の相手方、熊本県天草郡荅北町坂瀬川1137番地、双川建設株式会社、代表取締役、西川和文。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

本件について、補足説明をさせていただきます。今回の工事施工箇所は、志岐漁港海岸保全施設整備事業の最終部分となります。施工延長は緩傾斜護岸NO. 26からNO. 29 終点までの60mと町道浜之町線に接続する取付護岸35.8mです。緩傾斜護岸は、ブロック最上段までの暫定断面、取付護岸は重力式護岸で被覆石とコンクリート擁壁での施工となり、完成断面となります。

次のページの図面をご覧ください。まず1枚目でございます。1枚目は志岐漁港海岸保全施設整備事業の全体計画図でございます。今回の工事発注箇所は、図面右側にある海岸保全区域のうち赤で色付けしている部分となります。

2枚目をお開きください。2枚目は釜建設海岸保全整備事業の平面図ということになっております。区域ですね、区域の部分に当たりますが、この部分の赤色で示しているところでございます。

3枚目をお開きください。3枚目は標準断面図です。上段が緩傾斜護岸、下の右側にありますがこれが取り付け部分の標準断面図です。緩傾斜護岸はご覧のとおり上で緑部分がありますけれども、この部分は来年度以降の施工となります。又、既設護岸との間に茶色で色付けしている部分がありますけれども、この部分は今年度盛土を施工してつなぐということに計画しております。取付護岸ですが、取付護岸についてはご覧のとおり重力式の護岸と基礎捨石ですね、それに500kg内外の被覆石で緩斜断面を造るということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、工期はいつまでですか、ということです。それから既設の消波ブロックがありますが、このブロックはどのような措置をされるのか、できますれば東側部分に何の手も加えられないということはこの前の議会の中でもお尋ねしました。埋め込むのではなくて、もしできますれば離岸堤形式で伏工の部分に設置されたらどうかというふうに思いますがいかがでしょうか。以上です。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 工期がですね、今日通りましたら明日からになります。最終部分につきましては、今のところまだしておりませんので今日決定することになります。

消波ブロックについてですが、消波ブロックにつきましては古いものについては処分するということで計画しております。使われるものについては、いわゆる護岸をしておりますけれどもそこのところに置くのか、処分するのかというのは、状況を見ながら施工していきたいと考えております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず工期の問題ですが、まだ工期はわかっていないということ
で理解してよかったですか。これは例えば平成26年の3月31日とか、この工事の積算
額によって工期は何日とかですね、決まってくると思いますので、それは1日刻みじゃ
なかですね。例えば100日とか120日とかですので、今日なのか明日なのかわから
ないと。だからいつなのか工期もわかりませんというお答えは納得できません。

それからブロックの件ですが、もう既にですね、その使われそうなブロックの数と
か、廃棄するとかってというのはもう設計の段階で概ねわかっとじゃなかですか。それが
わからないからまた変な設計変更になっているんな議会から指摘を受けるということに
なるかと思えます。そういう意味であと1回工期を教えてください。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 工期につきましては、後ほどはっきりしたものをお示
ししたいと思っております。

ブロックにつきましては、いわゆる使われるものと使われないものについて、そこら
辺のところはある程度の資料は作っておりますけれども、工事に入らないと完全なもの
はわかりませんので、そこについてはそういう変更をしていきたいということでござい
ます。詳細なものについては先程工期もありましたので、それと一緒に後で提示させて
いただきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 工期については、適正工期なる、今から発注ですので非常に厳
しい工期だろうと思いました。それでその日数によっては次にお尋ねしようと思いまし
たけども、工期が出てこないのお尋ねのしようがありません。安全には十分注意をさ
れて取り掛かっていただきたいと思います。

それからブロックの件は、使えるものは東側に設置すると、当該箇所の東側部分に設
置するというので理解していいんでしょうか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 一番最終部分のところになると思えますけれども、そ
このところにですね、いわゆる今赤線ですしておりますが、それから外れた東側にいくと
いうようなことは今のところ考えておりませんが、ここの状況を見て、いわゆる
赤線までしとるそこら辺のところ状況を見ながら使えるものは、どがんかでけんか
ということを考えていきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。神崎君。

○11番（神崎公顕君） 今、浜口議員からの質問でもありましたけれども工期を決め
ずに、又大体いつ頃というようなこともしないで業者さんにはそういうことで入札がで
きるんですかな。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 工期は決めてあるんですけど、私がここにですね、はっきりした工期を確認してこなかったということでございます。

○議長（倉田 明君） ここでちょっと工期を確認する意味で暫時休憩いたします。確認してください。

-----○-----

休憩 午前9時43分

再開 午前9時48分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは休憩前に引き続き、本会議を開会いたします。農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 失礼しました。まず工期からお答えします。工期は3月14日までということしております。

消波ブロックですが、消波ブロックにつきましては、今、残っておる消波ブロックにつきましては今、既設のところ巻き付けをしておりましたものが80個程度残っておるということで、その分については今のところ取り壊しということで計画をしておるのですが、使われるものがあればですね、1枚目の図面の取付護岸の浜之町線と接続をしている部分がありますけれども、そこら辺のところ、地元要望とかがあった場合に、そこに設置できるかどうかは県と相談して、できたらそこにも設置をしていきたいという考えでございます。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） 今日は何件も出ておるわけですがけれども、私たちが知りたいのは入札の参加者数とか、あるいは入札がいつあったのか、それから予定価格は幾らだったのかというようなことを知りたいわけですから、そういった資料の配付を要求したいと思えます。

○議長（倉田 明君） 只今、神崎議員より資料の請求がありましたので、折り入って後でも提出方よろしくお願ひしときます。いいですか。[「大丈夫です」と呼ぶ者あり]

他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 何点かお尋ねいたします。この1枚目の図面のこの色分けの部分ですけど、これは範囲の広い水色の部分、これは釜海岸の保全区域と理解してよろしいんですかね。

それと図面の右側の方に潮位図がありますけども、今苓北町では海拔何mと、避難所についても指示がされておりますが、この潮位図でいくとその海拔の基準メーターって

というのがどれに当たりますかね。それを教えてください。

それと3枚目の図面で、この堤体の緑色の部分、これは来年度以降の施工だという説明でございましたが、この上に樹木がありますけれども、この来年度以降の部分でこの樹木も同じ年度で施工されるのかどうか。

それからこの埋泥の部分ですけども、これは今までの従来通りの山ガラといいますかね、ああいった材種の埋土になるんでしょうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 1枚目のこの青の部分は、漁港海岸区域です。志岐漁港の海岸区域ということで理解していただければと思っております。

潮位図ですが、これはDLです、海の漁港につきましてはDL表示で高さを決めることになっております。海拔につきましては、TPで表示をするということになっておりますので、TPとDLとの差は1.82mあります。

DLから説明しますと、DLにつきましては、志岐漁港を工事する場合は志岐漁港のところの最干、ローウォーターですね、一番下がったところ、そこら付近を0とすることで高さを決めております。ここでL.W.Lと書いてありますが、これがローウォーターレベルになりますが、そこから7cm下がったところを0ということで、最干のローウォーターのところの付近ということで本とかには書いてあります。ここにつきましては最干よりも7cm下がったところを0ということで決めておるわけです。TPにつきましては、東京湾の平均水面高ですか、そこを0として日本全国に高さをもってきてあるということで、地図あたりに高さが載っておりますけれどもそれはほとんどがTP表示でございます。DL表示をTP表示に直すときは、ここで最高潮位の4.12とありますけれども、これから1.82mを引けば、その部分がTPの高さになってくるということになります。

3枚目の緑の部分ですが、ここにつきましては、2年度に分けて最終の断面を確保していくということになりまして、植栽までということになっております。これが出来上がってからです、平成26、27という2年度でそこら辺をしていくというような計画でございます。

盛土につきましては、今志岐漁港とかに積んでありますけれども、そういう土砂で埋めていくということでございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 今の説明でわかりましたが、ただ1つこの高さの関係ですね、この干満の高さの関係、これ私はこの工事案件とは直接は関係ありませんけれども、今苓北町で避難所に海拔何mという表示がしてあります。ですからそれが非常にどこを基準にしてあるのか、一般の人になかなかわかりにくい面がある。

例えば、天草市の避難所の表示の仕方っていうのは満潮時の高さから何mという表示が大きくされております。ですから同じ天草の中で、それは行政区は違いますが、まして苓北町の方が早くから海拔何mという海の、津波の避難を考えて高さ表示もしてあることは私も重々承知をしておりますが、しかしこうして同じ天草の中で津波災害が発生した時の目安として、肝心の表示の仕方が、基準が違うような感じがしますので、これは天草に住む人だけじゃなくて例えば観光客の入込客、やっぱりそういった人達にも「あっ、これは満潮からこれだけなるんだ」と、例えば海拔幾らになるんだというそういう統一したあれがあればなお、こうして良かったんじゃないかなと思います。これは枠外ですけども一応こういった具体的な数字が出てまいりましたので、併せてお尋ねをいたしました。

○議長（倉田 明君） その件についてもですね、今後いい形で表示できるかどうかとも検討いただければ幸いじゃないかと思っております。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第183号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第183号、請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第184号 請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事（その2）〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第4、議案第184号、請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事（その2）〕の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 議案第184号、請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事（その2）〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成25年7月17日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、志岐漁港臨港道路整備工事（その2）、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、1億311万円、4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町志岐

30番地、株式会社横山建設、代表取締役、横山森茂。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

補足説明をさせていただきます。今回の工事は、志岐漁港臨港道路整備事業のうち、NO. 12からNO. 22までの200mの区間を施工します。

図面をご覧ください。次のページをお願いします。1枚目でございます。これは志岐漁港臨港道路整備事業の全体計画図でございます。工事の発注箇所は図面左側に赤線で図示している部分の200mということになります。

2枚目をお開きください。この部分が平面図となりますが、先程の部分を大きくしたものでございます。志岐漁港、この図面の赤色の部分が施工場所となります。NO. 12と書いてありますが、ここはですね、現地で言いますと紺屋町地区のゲートボール場がありますが、そこら付近になります。NO. 22の地点はですね、志岐保育園と明神山集会所のあいだに空き地がありますけれども、そこら辺までということで図示しております。

3枚目をご覧ください。標準断面図です。重力式護岸にですね、5mの道路と側溝を整備して、既設護岸までの間はこの工事で発生する掘削土で埋め立てるといような計画を立てております。道路の施工につきましては、下層路盤までの施工ということで今のところは考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山本君。

○3番（山本政人君） 2点ほどお尋ねをしたいと思います。今回は図面1番のその200m部分だというふうに今説明がございました。私は全くのずぶの素人でよくわかりませんが、現在、測量をして高い杭を打ってありますね。杭の上の方に赤い印が付いています。これが道路の先なのか、一番手前なのか、あるいは道路のセンターなのかという点がまず1点。

それとあとこの今回の工事区間ではありませんが、図の1番目のそれを見ますと、いわゆる三会川から橋が架かって道路はできますけれども、そこは緩やかなカーブを描いています。確かにちょうど入り江みたいになっておることは事実であります、考え方によりますとそのまま直線ではどうなのかなという。そうするとあと当然埋め立てられるわけでしょうから後々のいろいろな面で面積が増えてきて、活用面積になってくるんじゃないかと、そういう考え方もあるわけですが、その2点お尋ねをいたします。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 測量杭につきましては、前回明神山ですか、の説明をしたときにもちょっと聞かれましたんであれですが、センター杭ということで認識しております。

2つ目の質問ですけど、これにつきましては、この部分のカーブを言われていると思いますけれども、三会川を渡って、今新地の方を町道が走っておりますけれども、そこと接続するわけですね。これを直で持って来たときにここが鋭角になってくるものですから、ここを取り付けするときはやっぱりここを直角で持って来るといようなそういうものがありまして、ここを直角としたときにここでカーブを付けて計画をしたということであります。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 私もずぶの素人でよくわからないんですけども、まず3枚目の図面の5m道路が設置されるわけですけども、この陸側といいますか、図面からいくと右側が道路から同じ幅ぐらい空いてるわけですけど、この部分はこういった意味合いがあるんでしょうか。何かされる予定なのか、そのまま埋め立てられたままになるのかその辺のお尋ねと、もう1点が2枚目の図面で赤の部分なんですけども、一部真ん中付近が出っ張ったような図面になってるわけですけども、この辺もこういった意味合いがあるのか、2点お尋ねします。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） まず一番初めの部分につきましては、ここは既設護岸とのすき間が、NO.18のところは約5mぐらいのすき間ができるということでございまして、先程山本議員から質問があった場所は30mぐらいの幅が出ると、いろいろ1mぐらいのところもあるわけですね。そこは今のところは埋め立てをするというだけでございます。地元の説明会あたりのときにやっぱり潮の飛散の防止でいわゆる松とかそういう木を植えられるところには植えてもらえないかというような要望もありましたので、そこら辺については、それができるかできないか、今から考えていきたいということなるべくできる方向でできればなと思っております。

それと2枚目のちょうどこの工事区間のセンターぐらいに出っ張りがありますけれども、この部分については海へ降りる斜路を造るというものでございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 課長にお尋ねいたします。排水の件ですけども、これでいきますと3枚目に標準断面があって、重力式の護岸を造られてその中間位置に排水溝がありますけども、側溝ですね、これは工事が一連のこうして延長が完成しますと海の方に放流になる箇所は何箇所予定してあるんでしょうか。といいますのは、この堤防の高さを見ますと、現在の堤防とそう高さが変わらないんじゃないかと見られるわけですね図

面上。そうしますと、今よりも越波の波の量が多くなりはしないかと考えるわけですよ。それで越波がなければいいですけど、それにしても今度はこの住宅地の方が、現在もそうですけども低いことに変わりありませんね。そうしますと特に低地の部分の大雨が降ったような状態のときにその排水が心配されるわけですね。

それで今、紺屋町の避難所がありますけども、あそこの横にも水路があります。干満の差を利用して小さな樋門みたいな感じの造りになっておりますけども、あそこもやっぱり今のままではちょっと心細いという感じがします。ですからこの堤防が完成をしたときには、その水路関係、樋門も含めた水路関係、これは雨対策で万全なのかどうかということをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 側溝につきましては、この断面の道路部分については、ひらえる断面となっております。出すところですけども、今既設で護岸に海に出すようなところが2カ所とか3カ所あつとですけども、そういうところを出していくというようなことにはなっていくと考えております。詳細につきましては、実際外にそのまま水路については、最終の例えばこれでいけば三会川ですね、そこの方にも流れていくというようなことになりますけれども、そういう今の既設であります、そこは今度は埋めてそれを表に出すわけですね。そういうところも利用しながら放流していくということになります。

これの3枚目の図面のいわゆる海側に両方に2%ぐらいと付いておりますけども、海側につきましては、ここを10mかそのくらいのスパンではですね、護岸のこの部分に穴が空いとつとが見られると思いますけども、そういうものも付いていきます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） こうして、海岸の護岸とか道路が良くなることは非常にいいことです。ただしかし、近所の住民にしてみれば、沿線の住民にしてみればこれ道路が完成してしまってから、あるいは護岸が完成をしてしまってから排水にやっぱりこうして不安があるっていうことは一番怖いことなんですよ。

こういった事例もありました。昨年でしたかね、これは県工事でしたけども、和田の歩道の区間に側溝を新たに布設していただきました。これで快適になりました。しかしその工事の途中で、従来の側溝は流末が左側の川と右側の川に真ん中に山をもってきて左右にこうして排水が流れるようになっておりました。ところがこの工事の途中で見てみますと、元々空いとつたその左側の、左側といいますと東側ですよ、東側の方の川に半分は流末が行くと思つたら、その県のされる仕事は、東側が一番水上になってそこはふさいで西側の方の流末1本にこうして流末をされるような工事になつとつたですよ。

そこで和田区としては、これはもう将来にわたって大問題だと、それで施工業者の方には大変気の毒ではありましたが、県の担当者に来ていただいて、とにかくこれはもう従来が両方に、左右に流して大雨の時は溢れることもあったんだと。ですから工事の途中ではあってもこの排水については変更していただきたいということで県からも急遽来ていただいてですね、それで工事途中でも変更していただいて、そして真ん中に山を持ってきて左右に従来どおりで流末を持っていくと、こういった工事の事例もありますので、これは県工事でしたけども、特に道路の改良とか護岸をされるときには、排水については細心の注意を払っていただきたいと。これはもう要望しておきます。以上です。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。山下君。

○8番（山下時義君） 課長にお尋ねしたいんですが、先程も質問がありましたがこの工期ですね。工期というのは請負業者にとっては大切な時間であるわけですよ。我々議会に対しても、工期はいつまでということは表示する義務があるんじゃないかならうかと私は思うんですね。その様式はどうなっているのか。例えば、この一番の工事名、次に契約の相手方、契約の金額、その次に工期はいつなんだと。そして契約の相手方とするのが私は正当な表示の仕方ではなからうかと思っておりますが、その辺の様式について、後で出てきます全ての工事もそうですが、工事の期間というのが表示してないんですよ。いちいち聞くのも大変ですから今後もこれは表示をしていただきたい。その様式はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今、山下議員からご質問がございましたが、契約に付する議案としては、この工事名、契約の方法、金額、そして相手方を示せばいいということになっております。しかしながら、この様式でいいということになっておりますが、やはり説明の段階で口頭で工期等については今後、補足説明の中でするといような形でさせていただければと思います。様式についてはこの様式でいいというふうになっておりますので、これで提案をさせていただきます。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） そういう説明を省くために様式はそうになっていまいしょうがですよ、それを書いたらどうですか。書けば何も説明する必要もないし、これ大切なことと僕は思いますよ。そうせんと、業者にとりましてですね、ちゃんと時間があるわけですから、その時間内には工事を仕上げなければならないという大きな義務があるんでしょ。そういう意味において私は非常に大切な項目と考えておりますので、もう1回回答をお願いします。

○議長（倉田 明君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今までの中でもこの様式で提案をさせていただいております。今後補足説明の中で、工期はいつまでということで行政の要覧の中にもこの様式、どこの自治体の中でもこの様式ということで提示されておりますので、様式としてはこれで間違いのないと思っております。それで今後その工期については、今まで補足説明の中で工期はいつまでですよということで説明をさせていただいております。今、工期についての説明がございましたが、今後この様式でさせていただいて、説明の中でさせていただくということでご理解いただければと思います。

○議長（倉田 明君） 先程来、工事のいわゆる締め切りと言いましょか、工事期間の最後の設定、これ非常にいろいろ質疑あっておりますが、そういった方式であるならば、最初からきちっと説明してください、今後についてですね。そういうことでお願いしておきます。神崎君。

○11番（神崎公顕君） 山下議員からの質問に関連しますけれども、そういった様式を変えたらいけないのかどうか。それとも必ず聞かれるわけですから、今後は先程私も要求をしましたけれども、入札関係の書類一切を提案されるときには配付をお願いしたいと思います。ですからそういった様式の中に入れ込むことはできないのかどうか、そこをお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） できるかできないかというよりも、従前はですね、補足説明のときに、「なお、工期はいついつまでです」って説明入れてたんですよ。だからそれが今欠けてたので、ちょっと疑問が出てきたんじゃないかと思っておりますので、これは説明をしっかりと工期の場合させていきたいと思っております。今日、次の段階からそうさせていただきます。

○議長（倉田 明君） はい、山本君。

○3番（山本政人君） 今回のこの道路につきましては、明神山、紺屋町、地元住民の期待っていうのは非常に高いものがございます。期待も大きいものがございます。そこでこの2行政区につきましては説明会をされましたですね。その説明会の折に、地元住民からどのような要望が出されたのか、そして又、小さいことはいいですから大まかなところ、どういう要望があったのか、それとその要望に対して町としてはどのようなお答えをなされたのか、その点お聞かせください。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 浜之町も含めて3地区したわけですがけれども、浜之町地区では、今の舗装を仕上げるということで特段ありませんでした。紺屋町と明神山地区については、主なものはいわゆる防潮林ですね、それと外灯の要望がありました。もう1つは紺屋町では、いわゆる排水路のことで要望がありました。

まず、防潮林につきましては、先程も言いましたように内側に埋め立て地みたいなものができることとなります。そこについてはその時の私の答弁としては、「私一人では決めることができませんので持ち帰って検討していきたい」ということで話しております。排水につきましては、今、特に紺屋町の避難所付近が今、15mぐらい海に出ていますが、それから約30mぐらいまた沖出しということになりますので、そこについて地元からは、長くなるとなかなか詰まり物を取り除くことが難しくなるというようなご質問がありまして、それについてはその途中に、1カ所か2カ所になるかちょっとわかりませんが、中に降る縦溝を考えていくとかですね、一番先端になりますけどそこには外からの物が入りにくいようなものがないか、そういうものも考えていくということですね。最終的にあそこら辺はずっと遠浅で、砂とかそういうものも堆積してしまうというようなことがあります。それについては、いわゆる地元の奉仕作業ではどうもできないというようなことになってきた場合には、やはり町が出て、金をかけて除去するというようなことになっていきますというような説明をしております。

外灯につきましては、今の事業では外灯整備まではできないというような話をしております。そこが完全につながってしまって、往来が相当よく使われる道路になるとなったときに、散歩道とかにも利用される方がいっぱい増えてくる可能性もあるというようなことになって、もうどうしても危ないから必要だと、防犯上も必要だということになってきたらですね、いわゆる外灯の方の係りもありますので、そこら辺と協議をしていきたいというような回答をしました。

○議長（倉田 明君） 山本君。

○3番（山本政人君） 今、要望が出された問題は排水の問題ですね。これは現在より30m先まで排水路がいくということになります。あそこはもうご承知のとおり海拔0m地帯です。30m先行ったからといって、高低差は殆どないと思うんですね。行けば行くほど結局渦といますか、砂があるわけですし、いわゆる冬場になりますと北風が相当吹きます。それで今、課長説明がありましたように砂が入らんように何とか工夫をしたいということですから、そのことについては十分できる限りのことをしていただきたいなと思います。

それとあともう1点は、この道路ができますと、すぐそばに保育園がございます。現在まで、今も後ろには道路がございますけども、この道路ができますとその通行量というのは想像ができないぐらいに違う通行量になるだろうというふうに考えられます。保育園は保育園の先生方がいらっしゃいますけども、そこら辺がですね、十分、現在のテトラポットは除去しないというような話でした。ですから簡単にすっと行けるようなことにはならないだろうとは思いますが、その辺も十分配慮をしていただいきたいということでございます。要望をいたしておきます。以上です。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず工期はいつですか。それからこの事業は3月8日の定例会の中で20億3,300万円増額補正されました。そのときの理由付けが緊急経済対策関連事業ということだったと思います。そういう意味からすると、町内の多くの土木関係業者に係わっていただくという立場から考えると、例えば町内の事業者同士での共同企業体の設置とか、そういうものは検討されなかったのかお尋ねします。

それから施工箇所がNO.12から22で非常に起点、終点というよりも中間点から着手をされるということになっています。やはりそれはそれでいろいろ事情はおありなんでしょうけれども、基本的に起点からかあるいは終点からか、ここでいうならば計画されている三会川河口の橋の橋台が起点側になろうかと思えます。そして終点側が志岐川河口の架橋の橋台になろうかと思えます。そういう形で進めていかれた方が資料の2枚目、それから3枚目の断面を見ますと、平面図と絡めて一緒ですが、中間、いうならば離岸堤のような格好に陸地とその工事されたところがですね、離岸堤のような形になってくるのではないかと思います。それでその裏が埋め土でされると、その埋め土が手戻り、造ったものが又、海水に流されて手戻りになってくる可能性がありますし、場合によっては流出しないような策は講じられるかと思えますが、そういうものが海岸に流れ着いてしまうということも考えられます。そういうことでなぜ中間点から取り組まれたのかということ。

それからもう1つ、ここに計画されている箇所の土量は何m³で、種類はどういったものを考えておられるか。以上です。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） まず工期ですが、工期は3月14日です。

業者のいわゆる組み合わせとかの検討はしなかったかということですが、それはしておりません。

事業の進め方ですが、三会川の方がNO.0ということでしております。ここについては、今回しなかった大きな理由はこの部分が公有水面埋立の申請にかかる可能性がある。そして橋の部分のところについてはもうかかるということでございまして、今回の経済対策が補正事業であったということで、平成25年度には必ず仕上げないといけないということで、公有水面の埋立申請にかからなくてもよい部分から始めさせていただいたということでございます。

土量の全体的な数量につきましては、ここに持ってきておりませんので、後で浜口議員の考えておられる数量とかそこら辺のところ、どれとどれとどれをというのがわかりませんので教えていただいて、それをお示ししたいと思っております。

〔「埋立の土砂の種類。埋め立て部分の種類」と呼ぶ者あり〕紺屋町地先の部分のそ

こですかね。全体ですかね。[「全体じゃなくて、今日提案してある部分です」と呼ぶ者あり]今日の部分は、ここを掘削した残土ということです。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 3月14日までの工期ということですが、これは工事費積み上げた場合の標準書、基準書に基づく工期には十分合致しているのかどうか1つ。

それから共同企業体の設置の話ですが、これはこの緊急経済関連事業の性格からして先程課長から話があったように、限られた期間の中で21億余りを消化するということから考えますと、より多くの町内の業者に係わっていただいた方がこの事業の目的に合致していると思います。この事業はもう既に入札も済んでおります。又、今後入札を控えている大きな事業につきましては、町内の業者による共同企業体の設置も今後、検討していただきたいと思います。

それから土量については、今回議題で上がってるNO.12からNO.22までの区間です。

それからあと1点、繰り返しになりますが、工期の適正工期と今回の工期との差はどのくらいになるのか教えてください。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 標準工期との差につきましては、今ここで確認しておりません。この工期を決めたのは、いわゆる3月31日までに県の確認検査等も行わなければいけませんので、これが町でする最終の限度の日付ということとしておりまして、標準工期との差は今ここでちょっと確認はしておりません。

土量については先程も申しましたように後で提示させていただきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 私が標準工期と実際の工期との差についてお尋ねしているのは、先程もちょっと触れましたけども、期間が短くなることによっていろんな面で、例えば作業上の問題ですね、最悪の場合作業従事者がケガをしたりするとか、例えば突貫工事とかそういう部分も出てくる可能性が無きにしもあらずです。当然海岸の工事の場合は特に風・波・雨、そういうものが特に受けやすい工事箇所だろうと思うわけですね。そういった意味でそれと関連して緊急経済関連対策事業であるならば多くの方に係わっていただいて、全体的な工期は変わらなくともそれぞれが分担することによって同じ施工期間であってもより安全に工事が済むのではないかというふうな、そういう立場の中で工期についてはずっとお尋ねをしております。

あとまだ幾つか議題が出ておりますけども、後の議題についても同じような形でお尋ねをしていきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君） 業者のそこですけど、企業体については実際のところ考えておりませんでした。町のいわゆるこの工期が短くなるというようなそこら辺の対策としましては、建設業協会がありますけれども、そこにですね、町内のAからCまでおられますので、そういう方々を頼ってといいますか協力していただいでですね、そこに集中させていただいてお願いしますというようなそういうお願いはしております。

○議長（倉田 明君） はい、もう最後に。

○2番（浜口雅英君） せっかく稀にみる小さな自治体にですね、20億円という非常に巨額のお金を賜ることができたわけですので、やはりそれを住民みんなで分かち合うという言い方は不適切かもしれませんが、その恩恵を被るようなそういう施策を進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第184号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第184号、請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第185号 請負契約〔都呂々港湾改修工事（その1）〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第5、議案第185号、請負契約〔都呂々港湾改修工事（その1）〕の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第185号、請負契約〔都呂々港湾改修工事（その1）〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成25年7月17日提出、荅北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、都呂々港湾改修工事（その1）、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、2億1,294万円、4、契約の相手方、熊本県天草郡荅北町都呂々916番地、前川建設株式会社、代表取締役、前川敏士。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

補足説明をさせていただきます。今回の工事につきましては、6月12日、本会議1日目終了後、全員協議会におきまして都呂々港湾改修事業計画全体計画について概要を説明させていただきましたように、平成24年9月17日台風16号により被災しました被災箇所の災害復旧工事と併せて、昨年末緊急経済対策事業を受け、都呂々港の老朽化対策と背後地及び背後住民の防災対策を目的として改修を行うものです。

次のページをお開きください。都呂々港の平面図でございます。その次のページが標準断面図でございますが、まず平面図によりまして説明をさせていただきます。その1工区は、このピンクで着色された部分でございます。南防波堤の改修工事としまして、国道からの取り付け部分が24mありますが、その先の155.1mにつきましては次のページの標準断面図であります。その下の南側防波堤のNO.7にありますように、現在の防波堤、これは既設断面と書いてありますが、この断面を1m場所打コンクリートで嵩上げいたします。それから天端幅が現在4mでございますが、これにつきまして9mへ約5mを拡幅いたします。

続きまして、堤頭部の30.7mにつきましては測点のNO.16にありますように、現在の高さが既設断面が4.5mでございますが、6.4mへ約1.9m、幅を現在天端幅が8mでございますけれどもこれを9.8mへ約1.8m拡幅するものです。

この工事につきましては、又申し訳ございませんが平面図を見ていただきまして、このピンクの部分のNO.0から30mのところぐらいから既設の消波ブロックが3tブロックがありますけれども、この部分を取り除きまして又、この取り除いたブロックにつきましては国道の根元の部分に持って行くように考えております。又、併せましてこの工区につきましては、昨年の台風16号で被災しました南防波堤につきまして、上部工が破損いたしておりますのでその部分の復旧工事を併せて行います。

それからこの南防波堤の測点のNO.4から5が書いてありますけれども、この部分の階段につきましては、現在この手前の方に古い階段がありますけれども、これにつきましては取り壊しまして今回このピンクの部分に階段を新しく取り付けたいと考えております。

今回の工期につきましては、平成26年の3月14日までの工期を予定しております。以上が、都呂々港湾改修工事（その1）工区の工事内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山下君。

○8番（山下時義君） 8番山下です。課長におかれましては、今月の初めだったです

かね、地域座談会におきましてスライドを使って非常に詳しいご説明をいただき、地域の方々も大変よくわかったと言うていらっしゃいました。その点、大変感謝を申し上げます。

そこで、3点ほど質問いたします。1点目は、この前座談会でも話がありましたが、この海岸は非常に台風の襲来あるいは冬の波高の高いところで大変請け負った業者は工事が難航することが予想されるということで、それは大丈夫かというようなご質問がありました。これにはどう対応を考えていらっしゃるのかまず、第1点です。

第2点は、課長もご存じのようにJA都呂々支所があります。そして「海辺のよりみち」といまして1週間に6日ほど、市があるんですよ。そういうことで非常に人の往来が激しいところです。木場方面から通行される方、あるいは志岐、下田方面から通行される方がいらっしゃるわけですが、この前も、この交差点では大きな事故がっております。そこで私、是非考えていただきたいことは、そういう事故がないように、交通整備員を必ず立てて事故がないようにこの工事を進めていただきたい。

それとこの南側護岸につきましても、あの川沿いに都呂々小学校の通学路があるんですよ。それでそこも非常に交通が激しいところですので、この区間においても、工事を取られた方は交通事故がないように十分な対応をしていただきたい、これは要望であります。

次に、この2億1,000万円という大きな金額は、私たちにとりましては初めての体験ですが、5,000万円以上は議会に諮っていただいて、その工事の内容の説明があるわけですが、その上限は荅北町では1業者で何億まで受け入れができるのかどうか、その辺は何か根拠があるのかどうか、それをお尋ねしたい。と申しますのは、この業者は大変実力があろうかと思いますが、もし工事を請け負ってですよ、いろいろな自然災害に遭った場合、非常に工事ができなくて悲しい事態に陥るというケースもあるんですよ。そういうことも想定してですね、こういう大きな金額を資本金幾らのところまでいいんだというようなお考えであられるのか、お尋ねするわけがありません。

先程からいろいろ話っております工期の件であります。先ほど述べましたような理由によって、この受けられた業者が自然災害なくて、高波がなくてスムーズに工事がいった場合はこれは論外ですよ。ところが台風が来たり、高波が来たりして自然災害がある場合、その工期については延長ができるのかどうか、この3点をお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、山下議員から質問いただきましたけども、まずこの南防波堤の改修工事、この防波堤が約180mあります。その防波堤につきまして

大体一月にどのくらいずつの工事ができるのかというようなことをこちらの方で算定をいたしまして、それによりまして計画では1月いっぱいには防波堤の護岸それからコンクリート打ちについて終わることができるのではないかと考えております。

それから2番目の現在の南防波堤、北防波堤の工事につきましては、本日の議会の承認をいただきました後に、今回はこの都呂々港湾に4社の事業者が入っております。この4社で協議会なりもちろん役場も入りますけども、その中で今後の工程、それから交通安全対策等につきましては協議を行いながら、十分な対応を話し合いながら、事故等がないような取り扱いをしてまいりたいと思っております。

それから2億1,000万円を超える金額の上限につきましては、特に定めはないと考えております。なお、今回の工事につきましては、標準工期がどのくらいあるのかということで、これは港湾関係の標準工期につきましては196日を標準工期として、これは熊本県の積算の資料上なっております。今回の3月14日という工期につきましては、それよりも約2カ月程度長い工期を取ってございますので、その点につきましては対応できるのではないかと考えております。

ただ、どうしても今後波浪とかそれから台風とか、いろいろそういう状況につきまして、せっかく造っておりました防波堤につきまして被害とかが発生しました場合には、先日も東京の国交省の方から災害査定班が参りまして、実際現地を見ていただきまして、この工事につきまして非常に心配していただいたわけですが、その点につきましてご助言をいただいたのは、そういう不測の事態が発生したときには12月ぐらいに、国なり国交省なりに相談をすることも必要ではないでしょうかというようなご助言をいただきましたので、この点につきましては今後、国なり九州地方整備局のほうにそういう不測の事態が発生しましたときにはご相談をして、工期変更について可能であるかどうかということ今后十分協議してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） 町長にお尋ねします。私が先程質問しましたように、苓北町で今後もですよ、大きな金額が請負金額として上がってくる可能性もあるんですが、その辺は苓北の現在の業者の実力からいって、どのくらいまでは請負をさせていいのかどうか、その点はどのようにお考えであるのかお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、今回この南防波堤についてはまず割れないかどうか、何工区かにできないかどうかというのを検討を十分させていただきました。ところが、工期は3月31日までと、これは絶対守らなければいけないわけでして、そうするときこの堤体1本ですからこれを幾つかに割ると逆に業者の数が錯綜して工事が遅れかねない、そういうこと理由で1本にしたところであります。

それと金額の問題よりもですね、技術的に可能かどうかということを考えまして、これは可能だという判断をいたしておりますし、金額は以前、小淵内閣のときに補正が相当出ました。そのときに都呂々漁港4億円付いた経緯があります。そのときには2つに割りましたけれども、そういった面では同じようなところに造るわけでございますので、よほど大きな自然災害がない限り十分対応できるという判断の中でこのような状況になったと承知しております。

○議長（倉田 明君） いいですか。他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 平面図、断面図からいきますと既設のブロックがあります。これの処理はどう考えておられるのか。よくわかるのが2枚目の南防波堤NO.7に既設の消波ブロックがありますね。これはどうしようと考えておられるのか。

それからこのピンクで塗った部分は全てコンクリートで打設するのか、以上2点です。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） この既設の3tブロックですが、現在数的には推定ですが約400ぐらいあると思います。これにつきましては取り除く際に古いものですからこれを活用できる分が200個分ぐらいあるのかどうかというのは一応想定をしております。その分につきましては、今この都呂々の国道の根もとの分が今の消波の国道の下にあります、これを下がっておりますのでそこに上に乗せるのか、又、地元の漁業の方は上に乗せるよりも前の方に出した方がいいというご意見もありますので、その辺は今後、検討してまいりたいと思っております。

この嵩上げにつきましては全てコンクリートで予定しております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 消波ブロックにつきましては、400個のうち概ね使えそうなのは200個ぐらいだろうということで、概ねですね。ということは200個ぐらいが処分されるということになると思いますが、これはどういう処分をされるのか。そのまま消波ブロックとしては使えないがリサイクル品として、漁礁として何か県あたりの許可を取るといいますか、そういう打ち合わせをされて沖合の方に、町は同じようなものを新たに造って漁礁にするわけですね。そういう形でこれ、どこの許可が要るのか、産業廃棄物とすれば県知事の許可になってこようかと思えます。安全性はもう何ら問題ないわけですので、そういう取り組みというのは考えられたらどうかと思えます。いかがですか。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 現在、この3tブロックの使えない分につきましては陸上で産廃処分をしたいと、設計上しております。といいますのが、非常に吊り上げた

ときに老朽化しておりますのでもうボロボロになってる状態になっておる可能性もありますので、そのときは産廃処分として処理した方がいいということで協議もしておるところです。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） ボロボロには、全体的には小さくはなっているかとは思いますがもしそういう形ですと、まあこれは今後の課題としてリサイクル品としての活用、リサイクル品を町の1次産業の振興のために活用していくと、そういう立場の中でこれは土木、担当課長だけじゃなくてですね、町全体でそういう取り組みをしていただきたいと思います。終わります。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第185号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第185号、請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（倉田 明君） 休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。

-----○-----

日程第6 議案第186号 請負契約〔都呂々港湾改修工事（その2）〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第6、議案第186号、請負契約〔都呂々港湾改修工事（その2）〕の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第186号、請負契約〔都呂々港湾改修工事（その2）〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成25年7月17日提

出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、都呂々港湾改修工事（その2）、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、5,859万円、4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町坂瀬川1793番地、株式会社長濱興業、代表取締役、長濱優二。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

補足説明をさせていただきます。申し訳ございませんが、先程見ていただきました平面図をお開きください。その2工区は右側のオレンジ色で着色された部分でございます。北防波堤の改修工事としましては、堤頭部29.43mにつきましては恐れ入りますが次のページをお開きいただきたいと思いますけれども、北防波堤の標準断面図のNO.7のところでございます。右側でございますけれども、現在の防波堤の高さを4mから6.4mへ2.4m高くいたします。それから天端幅を現在の5mから9mへ約4m広げます。それから平面図につきましてこの着色しております一番陸側の部分からこの防波堤の6.4mの高さのところまで50mにつきましては管理上の関係もありますので、北防波堤の取り付け部として擦り付けを行います。又併せまして、この工区は昨年の台風16号で被災しました北防波堤のL=11.8mにつきましては災害復旧工事といたしまして上部工の災害復旧工事を併せて行うものです。

以上が都呂々港湾改修工事（その2）の工事内容でございますが、この工期につきましては平成26年の3月14日までを予定しております。ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 断面図ですが、陸側に近い方は管理道路がありますね。それからNO.7で示されていますけれども、これは平面図でいうとちょっと字が小さくてよく見えないわけですが、どの部分になりますか。

それから場合によってはこの右側に港湾海岸の保全の緩傾斜護岸があります。そういうものとの絡みがどういう形になるのか、この標準断面1つじゃちょっとわかりにくいわけですが、もうちょっと詳しく教えていただいてもよろしいですか。

それから工期が3月14日までということですが、適正工期とこの工事に係る工事日数はどういう形になっているのか。以上2点。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） このNO.7の測点につきましては、平面図でお示したいと思いますが、この北防波堤の上の方の被災しておりますところが防波堤の上部の方が石が飛んだりとか、こういう状況がございますが、その部分がNO.6プラ

ス9mぐらいになりまして、その先のところはN.O.7ぐらいになります。ですからN.O.7につきましては災害復旧を行った後の断面でございます。ですからその手前の方が既設断面につきましては災害復旧を行うところでございます。

それから緩傾斜護岸との関係でございますけども、この緩傾斜護岸は現在この上の天端高が約9.2mでございます、この防波堤の護岸の一番手前のところですね、ここが約4mの高さでございます。4mの高さから6.4mの高さまで50mの区間でスロープを付けてまいります。ですからそのスロープにつきましては約12%になります。この緩傾斜護岸と、昨日現場を見てまいりましたが擦り付けの分が若干出てまいりますので、その辺につきましては現場状況で危険がないような取り付けをですね、対応していきたいと思っております。

それからこの工区の標準工期は135日でございますが、今回は先程申しましたように波浪のこととか荒天とかいろいろ状況を考慮いたしまして、3月14日までに工期を設定いたしました。以上でございます。〔「日数は、3月14日までの日数は」と呼ぶ者あり〕約8カ月ですので、30日で掛けまして約240日ぐらいなと思います。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君

○10番（錦戸久幸君） 10番錦戸です。課長に1点だけお尋ねをいたします。こうして北側防波堤の断面図が示されておりますけれども、これはもう既に確認をされていると思いますが、図面上で断面図を見たときに、これは堤体のコンクリートの厚みが2mぐらいになりますかね。そうしますと今の堤体に2m分のコンクリートの重量がかかってくるということになると思うんですよ。ですからそういった中であんまり根入れも深くないような感じもしますので、加重に対しての沈下の心配、そういったものは十分検討されているんですか。その点をひとつお聞かせいただければと思います。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今の錦戸議員のご質問につきましては、設計基準によりまして十分検討しております。それと国の方の設計審査を受けまして、その点につきましても十分検討して了解をしてもらってるところです。

○議長（倉田 明君） いいですか。他にありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第186号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしを認めます。したがって、議案第186号、請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第187号 請負契約〔都呂々港湾改修工事（その3）〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第7、議案第187号、請負契約〔都呂々港湾改修工事（その3）〕の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第187号、請負契約〔都呂々港湾改修工事（その3）〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成25年7月17日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、都呂々港湾改修工事（その3）、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、1億1,105万8,500円、4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町志岐234番地1、株式会社レイジュウ、代表取締役、植里幸太郎。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

補足説明をさせていただきます。お手数でございますが、先程の平面図をお開きください。その3工区は、緑色で着色された部分でございます。南防波堤の消波ブロックの製作据え付けでございます。製作ブロックの重量は12t型437個を製作し、南防波堤の港外側に据え付けいたします。このブロックの製作につきましては富岡漁港で行います。製作据付の延長は、南防波堤の改修部分の手前から155.12mのうち、現在消波ブロックが設置してあります国道の部分までの接続まででございます。

以上が都呂々港湾改修工事（その3）の工事内容でございますが、工期につきましては平成26年の3月14日までを予定しております。なお、この工区の標準工期は166日でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番錦戸です。これまで都呂々漁港関係が審議されておりますが、合計の4本議案に提案されておるわけですが、この4件に共通して、先程もお話が出ておりましたが、例えば冬場の天候が荒れた場合に工事もそこそこ進捗をしてきているけどもまだ完成まで至らずに工事の途中で今までした工事が部分的にでも、例えばかなり破損を受けたというふうなことも十分こうして考えられる状況が想定されるんじゃないかなと思うわけですよ。そうしたときに施工業者は町とも協議の上で工程

どおりに仕事を進めてきた。そこにあいにくの荒天と遭遇して今までした工事が、例えば自然災害で破壊をされたという場合には、この業者の立場に立って考えますとせっかく工事をしてそれだけ進んできとったのに、自然災害によって破壊をされたというときには、この工事約款といたしますかね、業者との契約の内容はどこまでその業者に対して補償というか、そういったものが可能なのか、そこら辺を1つお聞かせいただければなと思います。もうこれは個々の問題によって非常に難しい問題もあると思いますが、ある意味業者の立場を確保してやるということも考えて、どうなるのかというようなことをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、錦戸議員のおっしゃいましたこの想定しない被災とか、そういうことが起こり得るかもしれません。そのときにつきましては今後、県それから国ですね、それにこの工事上の問題等につきましてはその折に相談をしながら対応をしてまいりたいと思います。

それから工期等につきましても変更等の対応につきましても又、国と県なり、相談をしながら協議して進めてまいりたいと思います。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 今、課長の答弁がありました。そういったもしものそういった災害が起きたときにやはり町も災害前の対応をしっかり把握をされて、そして県の方にもそういった災害に遭ったときには確実にこれまではできとったんだというふうなことでやっぱり書類上業者のフォローといたしますかね、そういったことも十分考えて対応していただくように、これ要望しておきます。

○議長（倉田 明君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今、錦戸議員からいわゆる不可抗力によるというふうな中で、工事約款の中で第29条に天災等の中でそういうのが発生した場合はすぐに発注者側に届けると、そして発注者側がそれを調査して受注者側と協議の上、もし本当に天災等になった場合は費用の負担について協議をするというふうな約款の中でございますので、業者の負担にならないような形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第187号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第187号、請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第188号 請負契約〔都呂々港湾改修工事（その4）〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第8、議案第188号、請負契約〔都呂々港湾改修工事（その4）〕の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第188号、請負契約〔都呂々港湾改修工事（その4）〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成25年7月17日提出、荅北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、都呂々港湾改修工事（その4）、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、8,536万5,000円、4、契約の相手方、熊本県天草郡荅北町志岐30番地、株式会社横山建設、代表取締役、横山森茂。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

補足説明をさせていただきます。お手数ですが、先程の平面図をお開きお願いいたします。その4工区は、南側防波堤の堤頭部の先端の青色で着色された部分でございます。南防波堤堤頭部の消波ブロックの製作、据え付けの工事でございます。製作ブロックは堤頭部の被覆ブロック10t型を33個、堤頭部消波ブロックの30t型を36個、それから堤頭部の一番先端の巻き付け部分ですが、これは40t型を80個製作いたしまして、南防波堤の先端部に据え付けいたすものです。製作据付の延長は、南防波堤の先端部30.7mでございます。

以上が都呂々港湾改修工事（その4）の工事内容でございます。工期につきましては、平成26年の3月14日までを予定しております。なお、この工区の標準工期は154日となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山下君。

○8番（山下時義君） 課長に1点だけお尋ねします。この製作は場所はどこでやられるんですかね。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） このブロックの製作につきましては、富岡漁港で製作

を予定しております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 平面図から見ますと、手前、これはブロックの設置は海上から据え付けますか。海上からですね。なら堤体は入らんとですかね。ここはもうブロックの据え付けだけです、海上からですね。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第188号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第188号、請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第189号 請負契約〔志岐小学校屋内運動場改築工事〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第9、議案第189号、請負契約〔志岐小学校屋内運動場改築工事〕の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 議案第189号、請負契約〔志岐小学校屋内運動場改築工事〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成25年7月17日提出、荅北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、志岐小学校屋内運動場改築工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、2億7,772万5,000円、4、契約の相手方、熊本県天草市南新町3番地1、吉永・前川特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社吉永産業天草支店、支店長、吉永禮子。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

補足説明をさせていただきます。今回の志岐小学校屋内運動場改築工事は、平成25年2月から3月にかけて実施いたしました施設の耐力度調査の結果、文部科学省の学校施設環境改善事業の危険建物改築事業として認められたことを受けまして施工するもの

でございます。国の緊急経済対策事業の平成24年度補正予算に伴う学校施設環境改善交付金並びに地域経済活性化雇用創出臨時交付金及び補正予算債を活用して、志岐小学校の屋内運動場の改築を行うものです。

新しい屋内運動場につきましては、添付しております図面にありますように、鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り、延べ床面積925.76㎡で、ステージ、アリーナ、放送室、控室、更衣室、器具庫、男子便所、女子便所、多目的便所、玄関ホールなどを備えた施設となります。アリーナ部分は682平方メートルで、ミニバスケットの大コート1面、ミニバスケットの小コート2面、バレーボールコート1面、バドミントン兼ミニバレーボールコート3面が確保できる広さとなっております。工期につきましては、平成26年3月14日までを予定しております。なお、標準工期につきましては、土木工事と異なり学校施設等建築工事では、基準等は定められておりません。このためこれまでの同様な建築物等の場合を参照し、又、構造なども十分考慮しながら設計業者と協議を行い定めたところでございます。

入札日は平成25年7月10日、入札を行っております。指名業者は吉永・前川特定建設工事共同企業体、大昌・カネマツ特定建設工事共同企業体、中村・双川特定建設工事共同企業体、昭和・田尻特定建設工事共同企業体、金子・横山建設工事共同企業体の5共同企業体でございました。共同企業体の登録受付に当たりましては、構成員の資格として共同企業体の全ての構成員が満たすべき条件、共同企業体の代表者が満たすべき条件、代表者以外の構成員が満たすべき条件と共同企業体結成に当たっての条件を設けた上で登録受付を行い、資格認定を行ったところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 図面の方でちょっとお伺いをいたします。立派な体育館が建設予定になってるわけですが、前回荅北中学校のときにも一般質問でお伺いしたけども、2階部分の図面ではメンテナンス通路と書いてありますけども、今回も同じように観覧といいますか、試合の時の応援等は学校長の許可があればいいということでしたけども荅北中学校の場合は、今回もそのような扱いになっているのか。

それと又、ステージ上部におかれてはこの部分での応援観覧はできないのか、この2点をお伺いいたします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 2階部分につきましては、今、野崎議員がおっしゃいましたように荅北中学校と同じく管理用通路ということで、文部科学省の面積算定基準に含まれない通路となっております。通常の場合は管理用ということで閉鎖をしておりますけども、大会等の場合は荅中と同じような取り扱いを考えております。なお、ステージ

上につきましては、このスペースはございません。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 管理用通路ということですけども、最近はこういった体育館を造る場合はこういった設計といいますか、造り方がはやりといいますか、このような形でないと許可が下りないというか、どのような考えのもとでこういった設計になっているのでしょうか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 学校施設の体育館につきましては、これまでも他の学校の体育館につきましても2階部分は殆ど管理用通路というようなことで建築をしております。ただ、坂瀬川小学校と都呂々小学校の場合は、以前にも野崎議員の質問の中でお答えしましたように社会体育関係ということで要望が出ておりました、その分は別枠で広さ、そういった部分を広くして建築したという経緯がございます、通常の場合の学校体育館の場合は先程言いましたように、あくまでも2階部分は管理用通路ということで建築を行ってきたところでございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。山本君。

○3番（山本政人君） 2、3点お尋ねをしたいと思います。まず、面積ですね、床面積、これは現在ある体育館と同じぐらいなのかどうかというのがまず1点。それから公園、公園と言うのかな、二宮尊徳像が現在ありましたが、今あれ、移し替えをされているんですかね。それがどうなるのかということですね。それから現在建っているそれが解体される、解体はこれ見てみますと建設中に解体予定であるというようなことなんです、出来上がってから解体はしなくて建設中に解体なのか。その点と、それから解体された後、運動場に利用されるのか、それとも前、奉安殿と言っておりました公園みたいなのがありましたが、それを復元されるのか、それとも運動場だけにされるのか、その点お尋ねをいたします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 延べ床面積につきましては、現在の保有面積分が856㎡ということで、約70㎡ぐらい新しい体育館の方が広がります。

次に、2点目の二宮尊徳像につきましては、あそこの部分に100周年記念事業の児童公園という形で公園がございました。その部分につきましては、新しい体育館ができてから今あります旧体育館の横ですね、トイレの横等も含めてそこに公園を移設するというので今、仮置きをしているところでございます。

次に、解体の時期につきましては、この解体工事につきましてもこの交付金事業の該当事業になります。そういったことでできれば早目に解体も行いたいわけですが、新しい体育館のできる状況と、今現在の体育館も利用者がおられますのでそういったことも

考えながら、今後解体時期についてどうするかということで検討していきたいと思いますが、今のところ3月中には解体を始めたいということで計画をしているところでございます。解体した後の利用法につきましては、少し今度新しい体育館を建てる関係で運動場の方がその分少し狭くなりますので、その分はですね、現在の体育館を解体したあと運動場をそちらの方面に広くすると。併せて先程言いましたように児童公園をそちらの方に移設するというところで計画をしているところでございます。

○議長（倉田 明君） 山本君。

○3番（山本政人君） 解体についてはできるだけというお話でしたけども、やはり生徒に取りましてもね、体育館が出来上がってからじゃないと雨とか何とかなったときには利用されなくなるじゃないですか。ですからそこは出来上がってから解体をするんだということはいえないんですか、はっきり。どうです。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 山本議員おっしゃるとおり、一応新しい体育館ができてからですね、解体をするというのがもうその児童・生徒の利用にとって、又町民の皆さんの利用にとっては支障がないわけでございますけども、先程言いましたように解体の部分についても交付金の対象事業になっているというようなことで、どこまで解体期間が設けてできるのか、あるいはその交付金との関係も考慮しながら検討していきたいと思っております。工期を3月14日までということでしておりますので、できれば早く完成できればそれが一番いいかなとは思っておりますけども、そういった中で進めていきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 大仁田君。

○4番（大仁田藤男君） 4番、大仁田です。今度できる体育館と運動場のレベル、高さがどれくらいなのか。そしてこの境目ですね、その高さの分は擁壁はコンクリートでされるのか、土盛なのかですね。それと今、現在の体育館の横にトイレがありますね。それは残されるのかどうか。その3点お願いします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 現況の運動場の部分がGLの9.3mということでございます。今回の建物の床部分、設計のGLが10.5mということで、現在の運動場よりも1.2m程上がるということです。なお、基礎につきましては現況のGL部分から基礎は打ってまいりますので、その分1.2m上がったところに体育館の床がくるという状況でございます。その法部分については通常の客土といいますか、芝張り等で計画しております。

3点目のトイレにつきましては、現況の体育館の横にありますトイレはそのまま残す計画であります。

○議長（倉田 明君） 大仁田君。

○4番（大仁田藤男君） 以前、農村運動広場の件で質問しましたが、土盛だと雨で流れることが予想されるわけですね、1.2mぐらいの高さであっても。その辺の対策をされないと、段々侵食して行って泥は運動場の方に流れるということが懸念されますので、その辺の対策を十分とられてやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） 現在、小学4年生になりますと部活でソフトボール等もしますけれども、あのバックネットはそのまま残るのかどうか。それとあそこの後ろのトイレはどうなるのか。それとこの体育館の中に資材倉庫といいますか、体育道具そういった物を入れる倉庫をどのくらいみてあるのか、その点お願いします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 現在のソフトボールのバックネットにつきましては、一部体育館の敷地が少し出てまいりますのでバックネットにつきましては移動式のバックネットを新たに設置をしたいということで計画をしております。

それからその横のトイレにつきましても、これも先程の体育館の横と同じようにトイレはそのまま残すという計画でございます。

それから倉庫につきましては、先程ちょっと説明しましたが、中に器具庫ということで倉庫を造ることを計画しております。広さにつきましては今、数値を把握しておりませんので後ほどお答えをしたいと思います。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） 今の倉庫は外から直接すぐ入れられるようになるわけですか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 現在計画しております器具庫につきましては、体育館の内部からそのまま入れる形にしております。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） そしたら現在ある倉庫がありますね、集会所側の方ですね。あれは残るわけですか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） あそこの部分の倉庫はそのまま残します。

○議長（倉田 明君） 田嶋君。

○5番（田嶋豊昭君） 1つ、駐車場あたりはどういうふうになるのか。そして入り口はこれは、給食調理室のどこからですかね。お願いします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 駐車場につきましては、現在建っております古い体育館の部分、それからいろいろ行事等があった場合には新しい体育館の前に役場等の駐車場がありますので、そこら辺を利用してもらう形になるのかなと思います。

それから入り口につきましては、玄関側の方が今の調理場があるところが玄関側ということになります。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番、錦戸です。課長に2、3点お尋ねいたします。これは完成をしたらこの屋根には太陽光発電、パネルを載せられる計画があるんでしょうか。

それと今現在、元公園のところを樹木を伐採して敷地の整地作業を工事中ですけども、これは地元の方から樹木をこれだけは移植をしてほしいというふうな要望があったのかなかったのか。特に学校敷地内にはいろいろな人の思いが込められて植樹がなされておるとお思います。ですからその要望がなかったならばいいですけども、要望があった分の樹木については保存といいますか、移植といいますか、そういったことが考えられているのかどうかお尋ねします。

それともう1つは、今の体育館の敷地の造成費用、これはどれぐらいの工事だったんでしょうか。その点をお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） まず1点目の太陽光のパネルの設置の計画はあるのかということでございますけど、屋根の構造につきましては、将来太陽光パネルを設置できる構造ということで計画をしております。

2点目の元の公園の伐採等に関連して、関係者への周知をどうしたのかということですけども、これは本年3月の時点で小学校体育館改築に係る確認についてということと、記念樹でありますとかタイムカプセル、そういったものがあるのかなのかということと、その当時の歴代のPTA会長さんの方に通知を全て出しまして確認をしております、一応それぞれのPTA会長さんからはここにそれがあるというようなことでご連絡はいただいております。

3点目、造成費用ですけども、現在造成工事を行っておりますけども、1,100万円でございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） そうしますと、一応歴代のPTA会長さんあたりに連絡をしたけども、樹木の移植についてはそこら辺は要望はなかったというようなことで理解してよろしいですね。わかりました。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 先程バックネットは移動式にということでございましたけれども、今のバックネットってかなり新しいんじゃないかなという気がするんですけども、せっかくだったら移動されて、いわゆる日本のいろんなソフトボールのコートとか何かは東向きが基本であると思うわけですよね。これは今の体育館の側の方にいわゆる北側になりますかね、こっちの方に移動を考えられたらどうかなという気がいたします。移動式だったらなかなか、小学生ですので移動するのも非常に困難なこともあると思いますので、できれば固定式にされた方がいいんじゃないかなと思っております。

それとグラウンドが一応GLが9.3mと体育館が10.5mということですけども、この東側に町道がありますが、ここの差というのはどれくらいあるわけですかね。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） ソフトボールのバックネットにつきましては、現在の場所でありまして体育館が出てくるために、ライト側がちょっとそのラインにかかるというようなことで、移動式のネットで対応したいということで学校側とも話をしております。ただ、その位置につきましては、今錦戸議員からもおっしゃいましたように、日光の関係でどちらの場所がいいのかというのは今後、学校側とも協議を進めていきたいということで考えているところでございます。

2点目の町道との関係ですけども、調理場がある側の道路の方が現道で17cmほど下がっております。それと中央の部分からちょっと志岐の方寄りの中央線側が44cm下がっているというような状況です。それから教職員住宅がある部分ですね、天神木の住宅がある部分で約79cm道路が下がったような形になっております。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） そうすると、今度新築される体育館の全体的な排水というのはどのように考えてあるわけですか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 排水につきましては、今後改築工事が終わりました、外構、周辺整備の工事を行いますけども、現在考えておりますのは今の町道の道路部分とそれから運動場側に既設の側溝がございます。その側溝を今度移し替えまして、運動場側にも側溝を設けたいということで計画をしておりますので、両方向に流せるような形で排水対策を計画しております。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 運動場側にしたら校舎側になるのか、それと反対側になるのか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 西側になります。運動場、1段下がった運動場側ですね。今、遊具等が下にありますが、太鼓橋とかですね、あの場所になります。

○議長（倉田 明君） いいですか。他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 先程駐車場の話が出ておりました。現在、土砂のままですので、あれはこれの際、あれはアスファルトを被せたらどうかと思いますが。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 今の部分は町有地の部分でございますので、総務課とも協議をしながらどうするかということで、この場ではちょっと返答はできない状況でございます。

○議長（倉田 明君） いいですか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） あそこは調理場もあります。風が強い時には土砂の路面からのほこりとかそういうものも考えられますし、又プールもありますので、これを機会に簡易アスファルトなりを、まあラインまで必要ないと思いますが、表面だけでも舗装で覆うべきではないかと思えます。

○議長（倉田 明君） 答弁ありますか。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 先程申しましたように、総務課の方と協議をしてみたいと思えます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第189号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第189号、請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

お昼を迎えておりますが、あと1件、進めていいでしょうか。昼からしますか。

〔「昼から」と呼ぶ者あり〕 そのようなことで対応させて、暫時休憩をいたします。1時から再開ということでもいいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） そのようにさせていただきます。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは休憩前に引き続き、本会議を開きます。

-----○-----

日程第10 議案第190号 平成25年度苓北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（倉田 明君） 日程第10、議案第190号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第190号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に9,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,731万3,000円とするものでございます。今回の補正予算は、平成25年度緊急防災・減災事業の計画が認められたことによる増額が主なものでございます。内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） それでは議案第190号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の内容についてご説明申し上げます。

平成25年度苓北町一般会計補正予算の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,731万3,000円とするものでございます。今回の補正は、平成25年度の緊急防災・減災事業分の追加補正をお願いするものです。

4ページをお願いします。第2表、地方債の補正です。1、追加は、緊急防災・減災事業100%充当分の緊急防災・減災事業債の限度額1億5,090万円です。2、廃止は防災行政無線設備更新工事を防災基盤整備事業で行うようにしておりましたが、有利な緊急防災・減災事業に認められましたので、変更するために廃止するものです。

歳入から説明いたします。7ページをお開きください。款17、繰入金、目2、財政調整基金繰入金は消防庁舎建設に伴う天草広域連合負担金部分が、緊急防災・減災事業に認められたことにより、その財源に充てていた財政調整基金取り崩し4,000万円を減額するものです。

8ページをお願いします。款20、町債、目3、消防債、節1、防災対策事業債の1,850万円の減額は、防災行政無線設備更新工事を防災基盤整備事業から有利な緊急防災・減災事業に変更することによる減額です。節2、緊急防災・減災事業債の1億5,090万円の増額は、今回の事業分に充てるものです。

9ページをお願いします。歳出です。款2、総務費、項1、総務管理費、目12、庁舎管理費、節11、需用費の100万円の増額は、庁舎の空調施設の修繕に伴うもので

す。

10ページをお願いします。款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費、節19、負担金補助及び交付金の3,409万2,000円の増額は、消防庁舎建設分の負担金が緊急防災・減災事業に認められたことにより、広域連合内の財政調整基金の取り崩し等を行わないようにした増額です。目2、非常備消防費、節15、工事請負費4,275万8,000円の増額は、防災行政無線設備更新工事が有利な緊急防災・減災事業で認められることから、当初5カ所を計画していたものを前倒して10カ所増やし15カ所の更新工事を行うことでの増額です。目3、消防施設費、節18、備品購入費1,395万円の増額は、今の小型ポンプの機能がポンプ車とそん色がないため、町内の消防ポンプ車を緊急防災・減災事業を活用して、町内の消防ポンプ車3台を小型消防ポンプ付積載車に替えるための購入費です。目4、災害対策費、節17、公有財産購入費60万円の増額は、上津深江地区の拠点避難地分で1件の用地のご相談ができたことによる用地購入費です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） すみません、1件だけ。10ページですね、消防施設費の車両購入とポンプの購入があげられておりますけど、これは耐用年数どのくらい。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（田嶋健一君） 予定がですね、2分団、3分団、4分団のポンプ車の方を更新するというので予定をしております。これがもう平成4年、3年その時分に購入してありますのでかなり古いということで、この分の3台を新しく更新したいというふうに思っています。

○議長（倉田 明君） いいですか。他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番、錦戸です。課長にお尋ねします。今、ニュース等を見ておりますと、要するに緊急防災関連の予算を基金に積み立てて、返還要請が出ているというようなことがありましたけども、苓北町にはそういったあれは関係なかったですね。そういうあれはですね。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君） 関係ありません。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。大仁田君。

○4番（大仁田藤男君） 10ページの災害対策の用地購入なんですけど、この図面の赤い部分ですよね。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） はい、今回用地購入で予算計上させていただいており

ますのは、この赤く塗られております畑145の1番地の部分でございます。

○議長（倉田 明君） 大仁田君。

○4番（大仁田藤男君） そうすると上の道路と今、工事している部分が進入道路を使う分ぐらいの広さというか幅はあるわけですか。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） この町道の財ノ尾線からの防災ゾーンへの進入路としまして、この土地を通路として予定しております。又今後、その下の107の1番の土地につきましても、併せまして今、この用地の購入につきまして現在交渉中でございますが、この分につきましても通路としての役割を考えております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第190号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第190号、平成25年度苓北町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議を全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

平成25年第19回苓北町議会臨時会を閉会いたします。どなた様も大変お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午後1時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署名議員

署名議員